

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教育庁 学校教育課

法令名	学校教育法	法令番号	昭和22年法律第26号						
手続名	技能教育施設の指定	根拠条項	第55条						
審査基準	技能教育施設における教育（学校教育法 第55条） 技能教育施設の指定 指定の申請（学校教育法施行令 第32条） 指定の基準（学校教育法施行令 第33条） 技能教育施設の指定等に関する規則（昭和37年3月31日文部省令第8号） 技能教育施設の指定の申請等に関する規則（平成4年1月17日佐賀県教育委員会規則第2号）								
	受付機関	学校教育課	処理機関	学校教育課	交付機関	学校教育課	標準処理期間	3か月	目次
							標準経過期間	日	